

独立行政法人国立病院機構長良医療センター 受託研究費 算定要領

本要領は、独立行政法人国立病院機構長良医療センター（以下、「長良医療センター」という。）における必要経費を積算し、受託研究費を算定することを目的として定める。

なお、「国立病院機構本部主導の治験※」については、本要領を適用しないものとする。

※国立病院機構本部主導の治験とは、国立病院機構本部治験審査委員会で審査する治験のことを指す。

作成日：2025 年 7 月 9 日

■受託研究費の算定方法と請求について

I. 治験・製造販売後臨床試験（拡大治験を含む）

費用は、「固定費」（治験の実施状況に拘わらず契約時に発生する経費）、「変動費」（症例実施時に発生する経費）、「観察期脱落症例費」（観察期脱落時に発生する経費）に分けられます。

「被験者負担軽減費」は、来院回数の実績に対して、出来高での請求となります。（製造販売後臨床試験は日常診療の範囲を超えて被験者に来院を求める場合であって、依頼者の同意が得られた場合のみ算定。）

1. 固定費の請求（初回契約時に全額）

- ・ 事前準備費用
- ・ IRB 費用

※ 治験継続中に新たなコホートが追加となった場合、事前準備費用及び IRB 費用が発生する。

2. 変動費の請求（症例実施時に進捗度に応じた請求）

- ・ 臨床試験研究経費ポイント表より算出されたポイント数から算出した費用
- ・ 被験者初期対応業務費
- ・ 症例追加対応業務費
- ・ Extra Visit：規定されている来院以外に発生した来院による業務にかかる費用
- ・ Extra Effort：発生事象による来院は生じないが、施設の負担となる業務にかかる費用

3. 観察期脱落症例費（観察期脱落時に請求）

4. その他の請求

- ・ 電送、CD-R 等の複写に要した経費
- ・ 電子カルテの ID 作成費用
- ・ リモートモニタリングの ID 管理費用
- ・ 電磁化に伴う管理費用
- ・ その他、治験遂行の必要経費として治験依頼者と合意した経費

5. 治験等の必須文書保管に関する費用

治験終了後の外部倉庫にて保管するための管理費

II. 使用成績調査、特定使用成績調査などの製造販売後調査及び副作用・感染症報告経費

- ① 使用成績調査・特定使用成績調査・副作用詳細調査などの1症例毎あるいは1調査票毎に研究費を算出する研究

1症例あるいは1調査票*あたりの出来高払いとする。「様式12_報告書受領確認書」を提出していただき、それに基づいて研究費を依頼者に請求する。

- ②「その他の受託研究」など、①以外の年度毎に経費を算出する研究

原則として、初回契約時あるいは年度当初の契約時に全額を前払いとしますが、研究を複数年度にわたって実施する場合には、研究費を月数案分して算出した受託研究費積算書を提出すれば、年度毎に振り分けて請求します。月数案分の方法については、「4. 月数案分について」を参照して下さい。

*1 調査票の考え方について

使用成績調査の報告書作成経費については、「医薬品業等告示及び公正競争規約、同施行規則、同運用基準(以下、「公正競争規約」と言う。)」に3万円(税別)を超えないと定められていますが、標準の調査票や調査票の回収方法などを規定していません。このため、特定期間ごとの報告が求められている調査において調査票の形式や回収方法によって報告書作成経費に差ができています。例えば、3年間の調査期間で6ヶ月毎に調査票を回収する調査を例に取ると、6ヶ月毎の調査票が分冊となっている場合の報告書作成経費は、6冊×20,000円=120,000円ですが、3年間1冊の調査票で6ヶ月毎に切り取って回収する場合の報告書作成経費は、1冊×20,000円=20,000円となり、両者の間に大きな差が生じています。

従って、「公正競争規約」に基準が示されるまでは、特定期間ごとに調査票を回収する場合は、回収ごとに1調査票として報告書作成経費を請求いたします。

III. 旅費の計算方法について

国立病院機構長良医療センターでの受託研究に係る旅費は、次の方法で計算して下さい。

A. 交通費

新幹線、航空機等の旅客運賃の実費(「駅すぱあと」等のソフトウェアにより計算してもよい。)

B. 宿泊費 10,000円／1泊

C. 雑費 2,000円／1日

$$\text{旅費} = A + B + C$$

■全般的な注意事項

○算定において、積算項目の金額に少数点以下の端数が生じた場合は、その都度、小数点以下を切り捨てし、積算して下さい。

■受託研究（治験）等の入金について

1. 契約及び振込先について

受託研究（治験）等の契約については、従前どおり各病院との契約となり、各病院から請求書が送付されますが、振込先は下記の本部口座となります。なお、延滞金、保険外併用療養費支給対象外費、被験者負担軽減費及び会議等に係る旅費を契約に基づき、各病院から別途請求させていただきます場合があります。

振込先 口 座 名 三菱 UFJ 銀行 本店（００１）

口座番号 普通 ７８８４７２

口座名義人 どくりつぎょうせいほうじん 独立行政法人 こくりつびょういんきこう 国立病院機構

2. 請求及び振込に関するお願い

- （１）依頼者様あての請求書には明細書が添付されますので、原則として、請求額全額をお支払い願います。ただし、請求額全額をお支払いいただけない場合は、契約単位での一部振込も可能としておりますので、その場合は、以下の連絡先にご連絡ください。
- （２）ＡＴＭから複数回にわたって振込手続が行われますと、入金の確認が大変困難となりますので、ＡＴＭの振込限度額を理由とする分割振込を行わないようお願い致します。
- （３）振込に当たっては、振込人名義は依頼者の会社名としてくださるようお願い致します。担当者の個人名で振り込まれますと、入金の確認が不可能な場合がありますので、個人名での振込はご遠慮願います。
- （４）振込に当たっては、入金の確認において過誤を防ぐため、ＥＤＩコードを入力して下さるようお願い致します。なお、振込の際にＥＤＩコードに対応できない場合、または、請求額の一部振込を行う場合は、振込時に以下の連絡先にメール又はＦａｘで振込の明細をご連絡願います。

（ＥＤＩコードの考え方）

ＥＤＩコード XXXymm a a a

XXXymm a a a : 請求書番号

(請求書右上の番号)

XXX…施設コード

ymm…発行した年（西暦下二桁）月

aaa…通し番号

※E D I コード… ファームバンキング等において、振込者の情報とは別に合計 2 0 桁の情報を追加して振込できるコードのこと。

E D I コードに対応できない場合等の連絡先

本部総合研究センター治験推進室

Mail : 700-chicken2@mail.hosp.go.jp

Tel : 03-5712-5087

Fax : 03-5712-5088

■経費算定基準

1. 医薬品・医療機器・医療製品の臨床試験（製造販売後臨床試験を含む）の治験に係る経費算出基準

<固定費>

- ① 事前準備費用：治験事務局、CRC 及び治験薬管理者等の経費等、研究を開始するまでに必要な費用

積算方法

（医薬品・医療機器・医療製品の治験の場合）

550,000 円（税抜き）

（拡大治験の場合）

300,000円（税抜き）

- ②IRB 費用

積算方法

全ての治験

1年目 300,000 円（税抜き）

2年目以降（1年間あたり） 100,000 円（税抜き）

- ※ 治験継続中に同一プロトコルに新たなコホートが追加された場合、①と②の費用が発生します。

<変動費>

- ③臨床試験研究経費

- 医薬品の治験の場合

積算方法

1例あたりの変動費 = ポイント数 × 6,000円 × 2.8

研究経費ポイント算出表により算出。

- 拡大治験の場合

1例あたりの変動費 = ポイント数 × 6,000円 × 2.6~2.8

研究経費ポイント算出表により算出した基礎額に研究係数 2.6~2.8 倍を乗じた金額を算出します。

- 医療機器の治験の場合

$$1 \text{ 例あたりの変動費} = \text{ポイント数} \times 6,000 \text{ 円} \times 2.6 \sim 2.8$$

医療機器ポイント算出表（別表 7）により算出した基礎額に研究係数 2.6～2.8 倍を乗じた金額を算出します。

④観察脱落症例費

積算方法

$$1 \text{ 例あたりの観察脱落症例費} = 50,000 \text{ 円}$$

⑤事務費

治験事務局の人件費、当該治験に必要な光熱水量、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、治験審査委員会の事務処理に必要な経費、治験の進行の管理等に必要な経費。

積算方法

算出基準：③臨床試験研究経費 の 30～40%

※ SM0 が介入する場合においても介入しない場合の金額にて算出する。

⑥管理費

積算方法

算出基準：技術料、機械損料、建物使用料、治験管理経費（症例検索のためのデータベース作成費等）、その他①～⑤に該当しない治験関連経費として上記経費として、（③、⑤）の 30%とするが、必要に応じて、増額することも可能とする。（増額金額に関しては固定費として取り扱うこととする。）

※ SM0 が介入する場合においても介入しない場合の金額にて算出する。

⑦被験者初期対応業務費

プロトコル開始初期※は、プロトコルの疑義解釈等の問い合わせやモニタリング対応業務に負担がかかることから、その業務に対する費用。

※治験開始からプロトコル全体の症例数の 1/3 くらい（予定症例数の多い プロトコルでは最大 100 例程度）がエントリーされるまで

積算方法

算定基準：Visit1（治験薬初回投与日）単価の 20%（100 円単位で切り上げ）

治験薬初回投与時に請求する。

⑧症例追加対応業務費

症例追加時の登録の難易度、業務量に対する費用

積算方法

算定基準：1 症例あたりの変動費の 20%を治験薬投与日に追加して請求（100 円単位で切り上げ）

尚、症例追加対応業務費を請求する場合、⑦被験者初期対応業務費は請求しない。

⑨Extra Visit：規定されている来院以外に発生した来院による業務にかかる費用

⑩Extra Effort：発生事象による来院は生じないが、施設の負担となる業務にかかる費用

具体的には、電話対応やカルテ調査による生存確認、AE 確認等が該当する。

請求方法

固定費（①、②）の合計に、消費税を加えた金額を固定費として初回契約時に全額請求。また、IRB 費用の 2 年目以降（1 年間あたり）の費用は、初回契約から 1 年が経過した毎に請求。

③～⑩の費用は、症例実施時に個々の症例の進捗度に応じた金額を変動費として請求。但し、拡大治験の場合、症例エントリー時に全額請求する。

⑪その他の費用

積算方法

- ・ 検査・画像データの電送、CD-R 等の複写に要した経費 ： 10,000 円 / 回
- ・ 電子カルテの ID 作成費用 ： 10,000 円 / 1 モニター
- ・ リモートモニタリングの ID 管理費用 ： 10,000 円 / 1 モニター
- ・ 電磁化に伴う管理費用 ： 1 か月 15,000～20,000 円 / 1 課題
- ・ 治験終了後の外部倉庫にて保管するための管理費 ： 要相談

上記の額に消費税額を加えた額を治験依頼者に請求する。

2. 体外診断用医薬品に係る経費算出基準

<固定費>

- ① 事前準備費用：治験事務局、CRC 及び治験薬管理者等の経費等、研究を開始するまでに必要な費用

積算方法

550,000 円（税抜き）

- ② IRB 費用

積算方法

1 年目 300,000 円（税抜き）

2 年目以降（1 年間あたり） 100,000 円（税抜き）

<変動費>

- ③ 謝 金

当該研究の遂行に必要な協力者（専門的・技術的知識の提供者、治験審査委員会の外部委員）に対して支払う経費。

算出基準：院内の諸謝金支給基準による。

- ④ 旅 費

当該研究の遂行に必要な旅費。

算出基準：「独立行政法人国立病院機構旅費規程」による。

- ⑤ 臨床性能試験等研究経費

当該研究に関連して必要となる研究経費。（類似体外診断用医薬品の研究、施設間の研究協議、文書作成、関連学会の参加費（旅費は別途②旅費にて積算）、モニタリング（治験計画書の範囲内）に要する経費。）

1 例あたりの変動費 = ポイント数 × 6,000 円 × 2.6~2.8

臨床性能試験研究経費ポイント算出表（別表 2）により算出した基礎額に研究係数 2.6~2.8 倍を乗じた金額を算出します。

- ⑥ 観察脱落症例費

1 例あたりの観察脱落症例費 = 50,000 円（税抜き）とする。

⑦治験協力者等人件費

当該治験に従事する職員に係る人件費（給料、各種手当等）。

積算方法

算出基準：時間単価×必要時間

時間単価：4,000円

必要時間：CRC、及び治験事務局の関与時間＋モニタリング時間＋その他

治験施設支援機関（SMO）が介入する場合は、治験事務局の関与時間に応じて治験協力者人件費を算定する。（CRCの人件費は、SMOと調整を行ってください。）

⑧備品費

当該研究において求められている結果を導くために必要不可欠であり、かつ、施設で保有していない機械器具（保有していても当該研究に用いることのできない場合を含む。）の購入に要する経費。

⑨委託料

当該研究に関連する治験審査委員会の速記委託、臨床性能試験関係書類の保管会社への保存委託、CRC等治験関連職員の派遣等に要する経費。

⑩被験者負担の軽減

交通費の負担増等臨床性能試験参加に伴う被験者（外来）の負担を軽減するための経費
算出基準：7000円 × 来院回数 × 症例数

⑪事務費

当該研究に必要な光熱水量、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、治験審査委員会の事務処理に必要な経費、臨床性能試験の進行の管理等に必要な経費。

算出基準：上記経費（③～⑩）の10%

⑫管理費

技術料、機械損料、建物使用料、臨床性能試験管理経費（症例検索のためのデータベース作成費等）、その他①～⑩に該当しない臨床性能試験関連経費。

算出基準：上記経費（③～⑪）の30%

必要に応じて、増額することも可能とする。（増額金額に関しては固定費として取り扱うこととする。）

3. 製造販売後調査に係る経費算出基準

(1) 使用成績調査・特定使用成績調査経費

①報告書作成経費

報告書作成経費の積算は、1 症例 1 報告書当たりの単価に症例数を乗じたものとし、調査期間が長期であり、1 症例当たり複数の報告書を作成する場合は、それぞれの報告書を 1 報告書として経費を積算するものとする。

特定使用成績調査においては、担当医師が当該報告書を作成するに当たり、所要時間が概ね1 時間を上回る場合は、1 報告当たりの単価について 30,000 円を超えることもある。

算出基準：1 症例 1 報告書当たり単価 × 報告数 × 症例数

1 症例 1 報告書当たり単価

使用成績調査：20,000 円

特定使用成績調査：30,000 円

②事務費

当該研究に必要な光熱水量、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、治験審査委員会の事務処理に必要な経費、臨床性能試験の進行の管理等に必要な経費。

算出基準：上記経費（①）の 10%

③管理費

技術料、機械損料、建物使用料、調査管理経費（症例検索のためのデータベース作成費等）、その他①～⑧に該当しない調査関連経費

算出基準：上記経費（①、②）の 30%

④検査・画像診断料

当該研究に必要な追加の検査・画像診断料。

算出基準：保険点数 × 10 円

支払い方法：出来高を請求書により、当院に直接に支払うこと。

⑤被験者負担の軽減（日常の範囲を超えて被験者に来院を求める場合であって、依頼者の同意が得られた場合のみ算出可能。）

交通費の負担増等臨床性能試験参加に伴う被験者（外来）の負担を軽減するための経費。

算出基準：7000 円 × 来院回数 × 症例数

支払い方法：出来高を請求書により、当院に直接に支払うこと。

⑥IRB 費用

（使用成績調査・特定使用成績調査経費に伴い、同意説明文書によるインフォームドコンセントが必要な場合に限り、算定する場合があります。）

積算方法

1年目 100,000 円 （税抜き）

2年目以降（1年間あたり） 50,000 円（税抜き）

(2) 副作用・感染症報告経費

①報告書作成経費

1 症例 1 報告書当たりの単価に症例数を乗じたものとする。

なお、追加調査をすることにより、1 症例当たり複数の報告書を作成する場合にあっては、それぞれの報告書を 1 報告書として経費を積算するものとする。

算出基準：1 症例 1 報告書当たり単価×報告書数

1 症例 1 報告書当たり単価：20,000円

②事務費

当該調査に必要な光熱水量、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、受託研究審査委員会等の事務処理に必要な経費、研究の進行の管理等に必要な経費。

算出基準：上記経費（①）の10%

③管理費

技術料、機械損料、建物使用料、受託研究管理経費（症例検索のためのデータベース作成費等）、その他①～⑤に該当しない受託研究関連経費

算出基準：上記経費（①、②）の30%

4. その他の受託研究に係る経費算出基準

①謝 金

当該研究の遂行に必要な協力者に対して支払う経費。

算出基準：院内の諸謝金支給基準による。

②旅 費

当該研究の遂行に必要な旅費。

算出基準：「独立行政法人国立病院機構旅費規程」による。

③検査・画像診断料

当該研究に必要な検査・画像診断料

算出基準：保険点数の100/130×10円

④臨床試験等研究経費

当該研究に関連して必要となる研究経費。

算出基準：当該研究に従事する職員の延所要時間数に前年の年間給与総額等を基準とした勤務時間1時間当たりの給与単価を乗じた額。

研究経費 ＝ 延所要時間数 × 勤務1時間当たりの給与単価

ア. 延所要時間数は、過去の実績により算定することとし、診療行為にかかる時間は除く。なお、過去の実績がないものでも類似の研究を参考に算定すること。

(7) 研究依頼者及び病院内部との連絡調整、研究実施計画の作成等に要する事前調整に要する時間。

(イ) 症例・試験データの記録及び研究のための出張準備、目的地での資料収集、情報交換、関連調査等に要する実施時間。

(ウ) 委託者から要請のあった症例報告等研究結果にかかる連絡調整、報告作業等に要する事後整理時間。

イ. 勤務1時間当たりの給与単価は次の計算方法により算定すること。

$$\begin{aligned} & \text{前年の年間給与支給総額} + \text{社会保険料の事業主負担額} \\ \text{1時間当たりの単価} = & \frac{\quad}{\text{年間勤務時間 (38時間45分} \times 52\text{週)}} \end{aligned}$$

⑤備品費

当該研究に必要な機械器具の購入に要する経費。

⑥人件費

当該研究に従事する職員に係る人件費（給料、各種手当等）。

⑦委託料

当該研究に関連する治験審査委員会の速記委託、研究関連書類の保管会社への保存委託に要する経費。

⑧事務費

当該研究に必要な光熱水量、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、治験審査委員会の事務処理に必要な経費、臨床性能試験の進行の管理等に必要な経費。

算出基準：上記経費（①～⑦）の１０％

⑨管理費

技術料、機械損料、建物使用料、臨床性能試験管理経費（症例検索のためのデータベース作成費等）、その他①～⑧に該当しない臨床性能試験関連経費。

算出基準：上記経費（①～⑧）の３０％